

国立大学法人東京医科歯科大学における新型コロナウイルス感染症

対応等に係る医療職員等への一時金の支払いに関する運用

〔 令和4年3月1日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、看護職員等処遇改善事業が実施されることに伴い、当該補助事業の対象外となっている職員についても、新型コロナウイルス感染症対応等に従事への褒賞を目的として、本学における人件費(以下「一時金」という。)について制定するものである。

(一時金の支給対象者)

第2条 一時金は、支給される月の1日時点で在職する職員のうち、次の各号で規定する職員に対して支給する。

(1) 病院に所属する以下の医療職員(特定有期雇用職員・再任用職員・非常勤職員含む)

職名	
薬剤師	視能訓練士
臨床検査技師	言語聴覚士
診療放射線技師	作業療法士
臨床工学技士	医療ソーシャルワーカー
歯科衛生士	精神保健福祉士
歯科技工士	臨床心理士
理学療法士	医療技術職員
栄養士	

(2) 医員・レジデント・臨床研修医・臨床研修歯科医

(3) 非常勤看護補助者

(4) その他、学長が必要と認める者

(支給額)

第3条 一時金の総支給額は32,000円とする。ただしパートタイム職員(再任用短時間勤務職員を含む)に対する一時金の支給額は、次の算式により算出した額の範囲内の金額とする。

$$\begin{aligned} & \text{一時金の支給金額} \quad \times \quad \frac{\text{週あたりの労働時間数}}{38.75} \\ & = \text{相当給与額(円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

(支給日)

第4条 一時金は、本給の支給日のうち学長が定める日に支給する。

(その他)

第5条 特別の事情により、この運用によることができない場合又はこの運用によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この運用は、令和4年3月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。